（証券コード8341）

平成23年６月10日

株　主　各　位

仙台市青葉区中央三丁目３番20号
株式会社　七十七銀行
取締役頭取　氏　家　照　彦

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本年３月の東日本大震災により被災されました株主の皆さまには、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当行第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年６月28日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（65頁から66頁まで）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成23年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　仙台市青葉区中央三丁目３番20号　当行本店４階会議室

3．目的事項

報告事項　　1．第127期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

2．第127期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役16名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使の事前通知

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（http://www.77bank.co.jp/）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

第 127 期（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、厳しい雇用情勢などを反映して個人消費は回復感に乏しいものとなりましたが、海外経済の改善などを背景に輸出や生産、設備投資が回復基調となるなど、全体としては足踏み感が残るものの持ち直しの動きとなりました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、住宅投資が持ち直しに転じたものの、鉱工業生産が弱含みで推移したほか、政策効果の剥落などから個人消費も総じて弱い動きとなるなど、厳しい状況で推移しました。さらに、３月に発生した東日本大震災は、過去に例のない規模の自然災害となり、太平洋沿岸部を中心に広範な地域で甚大な被害を受けていることから、当面の景気は大幅に悪化することが懸念される状況になりました。

こうしたなか、金利情勢については、長期金利が世界的な信用不安の高まりや海外の景気回復ペースの鈍化懸念から、一時７年振りに１％を割り込む水準まで低下する局面もありましたが、概ね１％台前半で推移しました。一方、短期金利は、日銀の相次ぐ金融緩和政策などを背景として低水準で推移しました。また、株価は、期の後半から企業業績の回復に対する期待感を背景に上昇傾向に転じておりましたが、東日本大震災の発生以降大幅に下落しました。この間、為替相場は、日米金利差の縮小などから期の半ばにかけて15年６か月振りの水準まで円高が進行し、東日本大震災発生後には円の最高値を記録するなど円高傾向で推移しました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

（東日本大震災の影響および震災後の対応等）

平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、当行は数多くの被害を受けました。

４月末までに判明した当行行員等の人的被害につきましては、誠に遺憾ながら女川支店に所属する行員１名が死亡しましたほか、行員10名および派遣社員１名が未だ行方不明となっております。

店舗等の被害の状況につきましては、建替えや大規模な修繕工事を要する店舗が12店舗ありますほか、多数の店舗において浸水被害等への対応を要しており、店舗等の原状回復を目的とする修繕費用や固定資産処分損等の固定資産関連の損失として、10億13百万円を特別損失に計上しております。なお、震災発生直後は多数の店舗と店舗外現金自動設備が営業を休止せざるを得ない状況となりましたが、復旧を進めるなかで、損壊が激しく早期再開が困難な店舗については、近隣の店舗を間借りして営業を行う「店舗内店舗」の形態で営業を再開するなど、金融機能の早期回復に努めてまいりました結果、平成23年４月末現在の営業休止店舗は４か店まで減少しました。営業を休止している店舗につきましては復旧に向け鋭意対応しております。

また、被災地域における信用リスクの高まりを踏まえ、貸倒引当金繰入等として481億46百万円を特別損失に計上しております。

お客さまへの対応といたしましては、被災されたお客さまのご相談やお問い合わせに対応するため、本部にご相談専用のフリーダイヤルを開設しましたほか、休日を含め臨時窓口を設置し、通帳や印鑑を紛失されたお客さまへの便宜取扱いによる預金の払戻しを行うとともに、通帳等の再発行や相続のお手続などの受付を行いました。

また、営業を休止した店舗の近隣店舗に「融資関連臨時相談窓口（フリーダイヤル）」を設置しましたほか、「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」を全営業店に設置し、お取引先からのご融資に関するご相談の受付を行いました。さらに、災害復旧にかかる資金ニーズに積極的に対応するとともに被災された皆さまを支援するため、「七十七災害対策ローン」を特別金利で取扱いました。

（主要な事業施策等）

イ．地域に密着した営業を推進するため、当期中、店舗外現金自動設備を９か所新設しました。また、経営資源の効率的活用を図るため、四倉支店を平支店に統合しました。その結果、平成23年３月末現在、店舗数は出張所を含めて142か店、店舗外現金自動設備は245か所となりました。

ロ．宮城県と香港の貿易・経済交流の一層の促進を図るとともに、お客さまのアジアビジネス支援を強化するため、香港貿易発展局と「相互協力協定」を締結し、香港で食品ビジネス商談会を開催いたしました。また、中国ビジネス支援を一層強化するため、宮城県と「中国ビジネス支援に関する協力協定」を締結いたしました。さらに、中国上海において、日中ものづくり商談会やビジネス交流会を引続き開催しましたほか、中国人民元建て貿易決済業務の取扱いを開始しました。

ハ．お取引先のビジネスに役立つ情報の提供、機会の創出のため、宮城県内およ

び東京都内で食料品商談会を開催しました。また、販路拡大ニーズにお応えするため、ホームページ内に「食」に関するお取引先を紹介するビジネスマッチングサイト「〈七十七〉食材セレクション」を開設しました。

ニ．多様化するお客さまのニーズにお応えするとともに、お客さまの利便性向上をはかるため、医療保険・がん保険の取扱店を、一部の出張所を除く東北地区の全営業店および札幌支店に拡大しました。

ホ．お子さまの在学期間中の教育資金お借入れに関する多様なニーズにお応えし、教育ローンの利便性向上を図るため、カードローンタイプの教育ローン「７７教育カードローン」の取扱いを開始しました。

ヘ．ライフサイクルに応じた資産運用ニーズにお応えするため、退職金をお受け取りになったお客さまを対象として定期預金に特別金利を適用する「〈七十七〉退職金運用定期プラン」を取扱いましたほか、当行がスポンサーとなっている東北楽天ゴールデンイーグルスを地域のお客さまとともに応援するため、定期預金の金利上乗せ、プレミアム金利の適用を行うほか、抽選で特別贈答品を提供する「〈七十七〉楽天イーグルス応援定期預金2011～目指せ７７＋３勝～」を取扱いました。

（当期の業績）

当期の業績は、次のようになりました。

預　　金（譲渡性預金を含む）

預金（譲渡性預金を含む）は、個人預金を中心に増強に努めました結果、2,716億円増加し、期末残高は５兆6,364億円となりました。なお、預金と国債等公共債・投資信託等の預り資産を合わせた期末残高は2,810億円増加し、６兆2,700億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中堅・中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めましたほか、大企業向け貸出の増加もあり546億円増加し、期末残高は３兆5,057億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債および社債を中心に1,858億円増加し、期末残高は２兆1,180億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、2,125億円減少し、42兆3,509億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、５億26百万ドル増加し、30億２百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、資金運用・調達の効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は160億62百万円となりましたが、東日本大震災の発生に伴い、災害による損失として貸倒引当金繰入等481億46百万円、固定資産関連損失10億13百万円等を特別損失に計上しましたことなどから、306億34百万円の当期純損失となりました。

なお、連結対象子会社７社を含めた連結経常利益は181億56百万円、連結当期純損失は304億58百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

東日本大震災により、主要な営業基盤である宮城県をはじめ東北の広範な地域で予見をはるかに超える甚大な被害を受けましたが、地域が震災から復興し再び活力と豊かさを取戻すため、当行は、早期に金融機能を回復させるとともに、地域に対する十分な資金供給を図り、金融仲介機能を発揮していくことが最優先の課題であると考えております。

このような中で今後を展望しますと、金融機関は、震災の影響による経済活動の停滞や、金融緩和政策の長期化など非常に厳しい収益環境のなか、より強力に収益力や経営効率の改善に取組むとともに、内部管理態勢やコンプライアンス態勢の強化への取組みを継続し、強固な経営基盤を構築する必要があります。

さらに地域金融機関は、実体経済・企業のバックアップ役として中長期的な観点に立って、地域密着型金融の取組みを組織一丸となって推進し、顧客に対する震災復興・経営改善支援や、アジアを中心とした海外進出支援等、コンサルティング機能の一層の強化・充実を通じて地域経済・社会の発展に貢献していく必要があります。

このような認識のもと、当行は、今後とも地域の皆さまとのお取引を一層深め、地域社会・経済の復興、発展に貢献するという地域金融機関本来の使命に徹した経営をすすめてまいりたいと存じます。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	47,676	48,635	50,464	53,600
定期性預金	20,925	21,281	21,886	22,089
その他	26,750	27,353	28,577	31,511
貸出金	31,625	33,957	34,511	35,057
個人向け	7,330	7,505	7,775	7,858
中小企業向け	11,315	11,129	11,472	11,666
その他	12,979	15,322	15,263	15,532
商品有価証券	334	374	283	239
有価証券	20,594	17,029	19,322	21,180
国債	9,731	7,654	7,634	8,648
その他	10,863	9,374	11,687	12,532
総資産	56,236	56,092	58,742	61,889
内国為替取扱高	450,659	457,604	425,634	423,509
外国為替取扱高	百万ドル 1,946	百万ドル 2,554	百万ドル 2,476	百万ドル 3,002
経常利益	百万円 19,788	百万円 12,632	百万円 18,409	百万円 16,062
当期純利益（△は当期純損失）	百万円 12,227	百万円 7,745	百万円 11,668	百万円 △ 30,634
1株当たりの当期純利益（△は当期純損失）	32円22銭	20円41銭	30円76銭	△ 80円81銭

注1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たりの当期純利益（当期純損失）は、当期純利益（当期純損失）を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

（参考）連結業績の推移

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連結経常収益	1,346	1,482	1,204	1,153
連結経常利益	201	123	206	181
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	123	77	116	△ 304
連結純資産額	3,514	3,019	3,562	3,064
連結総資産	56,592	56,442	59,068	62,176

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,904人	2,767人
平均年齢	39年 2月	39年 8月
平均勤続年数	17年 2月	17年 9月
平均給与月額	435千円	455千円

注1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
宮城県	128店（うち出張所 7）	128店（うち出張所 7）
福島県	6 （ －）	7 （ －）
岩手県	1 （ －）	1 （ －）
山形県	1 （ －）	1 （ －）
秋田県	1 （ －）	1 （ －）
東京都	2 （ －）	2 （ －）
愛知県	1 （ －）	1 （ －）
大阪府	1 （ －）	1 （ －）
北海道	1 （ －）	1 （ －）
合計	142 （ 7）	143 （ 7）

注．上記のほか、当年度末において、法人営業所1か所（前年度末1か所）、駐在員事務所1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を245か所（前年度末242か所）設置しております。
また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を14,036か所（うち宮城県内326か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を11,002か所（うち宮城県内298か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を8,591か所（うち宮城県内160か所）それぞれ設置しております。

ロ．当年度新設営業所

該当ありません。

注．上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

①当年度中に設置した店舗外現金自動設備

セントラル自動車（宮城県黒川郡）
ヤマザワ中の島店（宮城県塩釜市）
大和町役場（宮城県黒川郡）
ビッグハウス八乙女店（仙台市泉区）
ＣＯ・ＯＰ新寺店（仙台市若林区）
ヨークベニマル新荒巻店（仙台市青葉区）
ヨークベニマル泉野村店（仙台市泉区）
イオン船岡店（宮城県柴田郡）
ヤマザワ白石東店（宮城県白石市）

②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備

ヤオチュウ東店（宮城県白石市）
鶴ヶ谷ショッピングセンター（仙台市宮城野区）
ロックショッピングタウン鹿島台（宮城県大崎市）
航空自衛隊松島基地（宮城県東松島市）
宮城県仙台合同庁舎（仙台市青葉区）
宮城県大崎合同庁舎（宮城県大崎市）

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,263

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
事務センター電気設備更新	161

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
七十七ビジネスサービス株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	現金等の精査整理収納割符等の整理集計	昭和55．１．14	20	100.00	－
七十七スタッフサービス株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	労働者派遣事業	昭和62．３．３	30	100.00	－
七十七事務代行株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	担保不動産の調査債権書類の保管業務	昭和63.10．１	30	100.00	－
七十七リース株式会社	仙台市青葉区本町二丁目15番１号	機械、器具、車輌等の賃貸借および売買	昭和49.11.25	100	58.82 (52.94)	－
七十七信用保証株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	信用保証ならびに信用調査業務	昭和53.10．２	30	50.90 (45.90)	－
七十七コンピューターサービス株式会社	仙台市泉区明通二丁目10番１	電子計算機器等による計算業務の受託	昭和57．１．29	20	50.00 (45.00)	－
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区榴岡二丁目４番22号	クレジットカード業務金銭の貸付	昭和58．２．22	64	34.34 (28.28)	－

注１．上記の重要な子会社等７社を連結対象子会社としており、当行が有する子会社等の議決権比率は（ ）内の間接所有割合を含めて記載しております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

２．七十七コンピューターサービス株式会社および株式会社七十七カードについては、上記のほか、緊密な関係にある者がそれぞれ45.00％、45.45％の議決権を有しているため、連結対象子会社としております。

重要な業務提携の概況

１．地方銀行63行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

２．地方銀行63行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

３．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行63行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

４．株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。

５．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。

６．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当ありません。

⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鎌田　宏	（代表取締役） 取締役会長	仙台商工会議所会頭	
氏家照彦	（代表取締役） 取締役頭取　監査部担当		
永山勝教	（代表取締役） 副頭取　秘書室、コンプライアンス統轄部、人事部、東京事務所担当		
長尾公嗣	専務取締役　総合企画部、リスク統轄部担当		
山田正行	常務取締役　審査部、総務部担当		
神部光崇	常務取締役　営業統轄部、営業支援部、地域振興部担当		
藤代哲也	常務取締役　事務管理部、システム部担当		
鈴木　勇	常務取締役　資金証券部、市場国際部担当		
堀田賢一	取締役　監査部長		
長谷昌武	取締役　本店営業部長		
小島昌邦	取締役　卸町支店長		
田村秀春	取締役　営業統轄部長		
石崎敏夫	取締役　古川支店長		
丹野雅也	取締役　石巻支店長		
五十嵐　信	取締役　東京支店長		
小林英文	取締役　総合企画部長		
北浦　聡	常勤監査役		
早坂俊典	常勤監査役		
杉田正博	監査役（社外監査役）	ＭＳＤ株式会社 監査役	
中村　健	監査役（社外監査役）	弁護士	
千葉眞弘	監査役（社外監査役）		

注．当行は、監査役杉田正博氏、中村健氏および千葉眞弘氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．役員報酬の決定方針および決定方法

・　当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定めております。具体的な年間の報酬限度額は、取締役に対する報酬額が360百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役に対する報酬額が80百万円以内となっております。また、取締役についてはこの報酬限度額とは別枠にて、「株式報酬型ストックオプション」としての報酬額を年額200百万円以内の範囲で割り当てることを株主総会で決議しております。

・　取締役の報酬は、「月額報酬」、「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるための「株式報酬型ストックオプション」の３つで構成しております。報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で、取締役会の決議により決定いたしております。

・　監査役の報酬は、監査役の独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、「月額報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしております。

ロ．役員区分ごとの報酬等の総額　（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	17	(148) 421
監　査　役	6	(－) 59
計	23	(148) 480

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．支給人数には、平成22年６月29日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名を含んでおります。
３．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が118百万円（使用人分給与105百万円、使用人分賞与13百万円）あります。
４．上記には、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権148百万円を含めており、括弧内に内書きしております。

３．社外役員に関する事項

(1)　社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
杉　田　正　博	ＭＳＤ株式会社監査役 当行と同社との取引はありません。
中　村　　健	該当ありません。
千　葉　眞　弘	該当ありません。

(2)　社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉　田　正　博	３年９月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、当期開催の監査役会16回のうち15回に出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
中　村　　健	３年９月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会16回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
千　葉　眞　弘	２年９月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会16回のうち15回に出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

当行と社外役員との間では、責任限定契約はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3	11	－

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の記載内容に対する意見はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,344,000 千株
発行済株式の総数	383,278 千株

(2) 当年度末株主数

12,999 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	18,928 千株	5.04 %
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	16,219	4.32
日本生命保険相互会社	15,431	4.11
住友生命保険相互会社	15,412	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	13,043	3.47
第一生命保険株式会社	12,275	3.27
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,657	2.57
東北電力株式会社	8,478	2.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	7,621	2.03
東京海上日動火災保険株式会社	7,477	1.99

注１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
４．当行は平成23年3月31日現在、自己株式を8,318千株保有しており、上記大株主から除外しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名称 株式会社七十七銀行 第１回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成21年８月３日 ③新株予約権の数 2,686個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　268,600株 ⑤新株予約権の行使期間 平成21年８月４日から平成46年８月３日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	15名
	①名称 株式会社七十七銀行 第２回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成22年８月２日 ③新株予約権の数 3,575個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　357,500株 ⑤新株予約権の行使期間 平成22年８月３日から平成47年８月２日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	16名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅 博雄 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙原 透	68	

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
３．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
４．会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、78百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合

7．業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。

ロ．当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。

ハ．当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。

ニ．取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。

ホ．当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。

ヘ．監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。

ト．当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

ロ．当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。

ハ．当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。

ロ．取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。

ハ．取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。

⑸　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ロ．当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。

ハ．当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。

ニ．当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。

ホ．当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。

ヘ．当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

ト．当行は、当行および子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

⑺ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役および使用人（以下、「取締役等」という。）は、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。

ロ．取締役等は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

ハ．監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、監査役会規定および監査役監査基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

ロ．監査役会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

第127期末（平成23年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**443,521**	**預金**	**5,360,049**
現金	66,951	当座預金	185,672
預け金	376,569	普通預金	2,769,612
コールローン	**992**	貯蓄預金	123,714
買入金銭債権	**19,981**	通知預金	7,477
商品有価証券	**23,906**	定期預金	2,192,689
商品国債	2,095	定期積金	16,248
商品地方債	1,814	その他の預金	64,633
その他の商品有価証券	19,997	**譲渡性預金**	**276,390**
金銭の信託	**45,431**	**コールマネー**	**64,441**
有価証券	**2,118,075**	**債券貸借取引受入担保金**	**817**
国債	864,857	**借用金**	**93,704**
地方債	107,952	借入金	93,704
社債	760,728	**外国為替**	**56**
株式	93,871	売渡外国為替	12
その他の証券	290,665	未払外国為替	44
貸出金	**3,505,752**	**その他負債**	**25,576**
割引手形	13,481	未決済為替借	33
手形貸付	191,524	未払法人税等	5,889
証書貸付	2,781,831	未払費用	8,560
当座貸越	518,914	前受収益	1,690
外国為替	**3,493**	給付補てん備金	10
外国他店預け	3,223	金融派生商品	3,765
買入外国為替	159	リース債務	886
取立外国為替	110	資産除去債務	622
その他資産	**21,698**	その他の負債	4,118
未決済為替貸	4	**退職給付引当金**	**41,266**
前払費用	55	**睡眠預金払戻損失引当金**	**218**
未収収益	8,470	**偶発損失引当金**	**1,315**
金融派生商品	2,684	**災害損失引当金**	**838**
その他の資産	10,483	**支払承諾**	**27,804**
有形固定資産	**36,523**	**負債の部合計**	**5,892,479**
建物	11,569	（純資産の部）	
土地	21,423	**資本金**	**24,658**
リース資産	771	**資本剰余金**	**7,842**
その他の有形固定資産	2,758	資本準備金	7,835
無形固定資産	**380**	その他資本剰余金	7
その他の無形固定資産	380	**利益剰余金**	**247,820**
繰延税金資産	**37,052**	利益準備金	24,658
支払承諾見返	**27,804**	その他利益剰余金	223,161
貸倒引当金	**△ 95,639**	固定資産圧縮積立金	779
		別途積立金	251,605
		繰越利益剰余金	△ 29,222
		自己株式	**△ 4,157**
		株主資本合計	**276,164**
		その他有価証券評価差額金	**20,491**
		繰延ヘッジ損益	**△ 412**
		評価・換算差額等合計	**20,078**
		新株予約権	**251**
		純資産の部合計	**296,495**
資産の部合計	**6,188,974**	**負債及び純資産の部合計**	**6,188,974**

第127期（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**99,142**
資金運用収益	**79,300**	
貸出金利息	56,107	
有価証券利息配当金	22,930	
コールローン利息	76	
預け金利息	20	
その他の受入利息	165	
役務取引等収益	**15,162**	
受入為替手数料	6,788	
その他の役務収益	8,373	
その他業務収益	**1,428**	
外国為替売買益	286	
商品有価証券売買益	77	
国債等債券売却益	987	
国債等債券償還益	76	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**3,251**	
株式等売却益	1,076	
金銭の信託運用益	876	
その他の経常収益	1,297	
経常費用		**83,079**
資金調達費用	**6,225**	
預金利息	4,737	
譲渡性預金利息	550	
コールマネー利息	270	
債券貸借取引支払利息	23	
借用金利息	6	
金利スワップ支払利息	593	
その他の支払利息	42	
役務取引等費用	**6,010**	
支払為替手数料	1,846	
その他の役務費用	4,164	
その他業務費用	**700**	
国債等債券売却損	23	
国債等債券償還損	662	
金融派生商品費用	15	
営業経費	**60,401**	
その他経常費用	**9,742**	
貸倒引当金繰入額	7,582	
株式等売却損	7	
株式等償却	655	
金銭の信託運用損	146	
その他の経常費用	1,349	
経常利益		**16,062**
特別利益		**7,419**
固定資産処分益	49	
償却債権取立益	0	
厚生年金基金代行返上益	7,369	
特別損失		**51,084**
固定資産処分損	84	
減損損失	1,044	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	570	
災害による損失	49,385	
税引前当期純損失		**27,601**
法人税、住民税及び事業税	**8,578**	
法人税等調整額	△ **5,546**	
法人税等合計		**3,032**
当期純損失		**30,634**

第127期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,658
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,658
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	7,835
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	7,835
その他資本剰余金	
前期末残高	8
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	7
資本剰余金合計	
前期末残高	7,843
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	7,842
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	24,658
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,658
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	827
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 48
当期変動額合計	△ 48
当期末残高	779
別途積立金	
前期末残高	242,505
当期変動額	
別途積立金の積立	9,100
当期変動額合計	9,100
当期末残高	251,605
繰越利益剰余金	
前期末残高	13,118
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
固定資産圧縮積立金の取崩	48
別途積立金の積立	△ 9,100
当期純損失	△ 30,634
当期変動額合計	△ 42,341
当期末残高	△ 29,222
利益剰余金合計	
前期末残高	281,110
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
固定資産圧縮積立金の取崩	－
別途積立金の積立	－
当期純損失	△ 30,634
当期変動額合計	△ 33,289
当期末残高	247,820

（単位：百万円）

科目	金額
自己株式	
前期末残高	△ 2,131
当期変動額	
自己株式の取得	△ 2,034
自己株式の処分	9
当期変動額合計	△ 2,025
当期末残高	△ 4,157
株主資本合計	
前期末残高	311,480
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純損失	△ 30,634
自己株式の取得	△ 2,034
自己株式の処分	8
当期変動額合計	△ 35,315
当期末残高	276,164
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	35,480
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 14,989
当期変動額合計	△ 14,989
当期末残高	20,491
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 557
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	145
当期変動額合計	145
当期末残高	△ 412
評価・換算差額等合計	
前期末残高	34,922
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 14,844
当期変動額合計	△ 14,844
当期末残高	20,078
新株予約権	
前期末残高	110
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	141
当期変動額合計	141
当期末残高	251
純資産合計	
前期末残高	346,513
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純損失	△ 30,634
自己株式の取得	△ 2,034
自己株式の処分	8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 14,702
当期変動額合計	△ 50,018
当期末残高	296,495

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

⑵ 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記⑴のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	５年～31年
そ の 他	４年～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

（追加情報）

平成23年３月11日に発生した東日本大震災による被害を受けた地域のうち、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者（破綻懸念先以下を除く。以下「罹災地域の債務者」という。）に係る債権178,981百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金47,339百万円を計上しております。

⑵ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（追加情報）

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当事業年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は16,054百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-２項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は11,490百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

⑶　睡眠預金払戻損失引当金

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

⑷　偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

⑸　災害損失引当金

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積った額を計上しております。

７．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

８．ヘッジ会計の方法

⑴　金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

⑵　為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、税引前当期純損失は587百万円増加しております。なお、経常利益への影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　　92 百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は5,230百万円、延滞債権額は78,201百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は979百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,024百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,435百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（追加情報）

「重要な会計方針６．引当金の計上基準⑴貸倒引当金」の追加情報に記載のとおり、平成23年３月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権178,981百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記２．から５．に掲げる債権額が増加する可能性があります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,640百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	232,301 百万円
その他資産	141 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	26,098 百万円
債券貸借取引受入担保金	817 百万円
借用金	93,500 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,371百万円を差し入れております。

なお、その他の資産のうち保証金は69百万円であります。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,513,587百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,486,836百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．有形固定資産の減価償却累計額　73,154 百万円
10．有形固定資産の圧縮記帳額　7,857 百万円
11．「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,430百万円であります。
12．１株当たりの純資産額　790 円 06 銭
13．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
なお、リースにより使用する固定資産に関する事項は次のとおりであります。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	有形固定資産	7,926 百万円
	無形固定資産	1,458 百万円
	合計	9,384 百万円
減価償却累計額相当額	有形固定資産	6,448 百万円
	無形固定資産	948 百万円
	合計	7,396 百万円
減損損失累計額相当額	有形固定資産	18 百万円
	無形固定資産	－ 百万円
	合計	18 百万円
期末残高相当額	有形固定資産	1,459 百万円
	無形固定資産	510 百万円
	合計	1,970 百万円

・未経過リース料期末残高相当額	１年内	1,793 百万円
	１年超	341 百万円
	合計	2,135 百万円

・リース資産減損勘定の期末残高　5 百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	2,038 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	3 百万円
減価償却費相当額	1,832 百万円
支払利息相当額	115 百万円
減損損失	2 百万円

・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
14．関係会社に対する金銭債権総額　16,331 百万円
15．関係会社に対する金銭債務総額　3,193 百万円

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	238 百万円
役務取引等に係る収益総額	67 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	191 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	752 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	4,641 百万円
関係会社とのその他の取引高総額	
各種ローンの被保証債務履行に伴う回収額	1,887 百万円

2．「その他の経常費用」には、債権売却損834百万円を含んでおります。
3．「災害による損失」には、貸倒引当金繰入額47,555百万円及び固定資産関連損失1,013百万円（うち災害損失引当金繰入額838百万円、固定資産処分損170百万円）を含んでおります。
4．１株当たり当期純損失金額　　80 円 81 銭
5．当事業年度において、宮城県内の営業用店舗12か所及び遊休資産１か所並びに宮城県外の営業用店舗１か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,044百万円（土地766百万円、建物245百万円、その他の有形固定資産等32百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6％で割り引いて、それぞれ算定しております。

6．関連当事者との取引は次のとおりであります。

⑴　子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	七十七信用保証㈱	仙台市青葉区	30	信用保証業務	所有 直接 5.00 間接 45.90	当行ローンの被保証先 役員の兼任	各種ローンの被保証	682,630	－	－
							被保証債務の履行によるローンの回収	1,484	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

⑵　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社の子会社を含む）	㈱藤　崎	仙台市青葉区	400	百貨店	所有 直接 0.66 被所有 直接 0.06	与信取引先	資金の貸付	4,144	貸出金	4,353
							私募債の引受	182	社債	150
							債務の保証	200	支払承諾見返	200
	㈱フジ・スタイリング	仙台市泉区	38	紳士服縫製	－	与信取引先	資金の貸付	292	貸出金	285
	㈱藤崎エージェンシー	仙台市青葉区	50	百貨店友の会運営保険代理店	－	与信取引先	債務の保証	572	支払承諾見返	700
	医療法人社団昌慶会	宮城県大河原町	10	歯科診療所	－	与信取引先	資金の貸付	25	貸出金	24
役員及びその近親者	松岡　順一	－	－	不動産賃貸	－	与信取引先	資金の貸付	16	貸出金	15

（注）取引金額は平均残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引と同様な条件で行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,990	4,345	16	8,318	（注）
合計	3,990	4,345	16	8,318	

（注）増加は自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	187	187	－
合計		187	187	－

3．子会社・子法人等株式（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	92
合計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	69,410	41,224	28,185
	債券	1,507,831	1,474,414	33,417
	国債	778,587	758,160	20,427
	地方債	103,893	102,231	1,661
	社債	625,350	614,022	11,328
	その他	74,988	73,441	1,547
	小計	1,652,230	1,589,080	63,149
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,183	25,886	△　4,703
	債券	225,705	227,563	△　1,858
	国債	86,269	86,775	△　506
	地方債	4,059	4,072	△　13
	社債	135,377	136,715	△　1,338
	その他	215,433	236,954	△ 21,520
	小計	462,322	490,405	△ 28,082
合　計		2,114,553	2,079,486	35,067

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	3,185
組合出資金	243
合　計	3,429

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	4,906	1,076	7
債券	121,460	905	23
国債	54,797	352	－
地方債	16,091	56	－
社債	50,571	496	23
その他	162	82	－
合　計	126,528	2,063	31

6．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は603百万円（うち、株式603百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落または、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落したもので、過去１か月間の時価の平均が取得原価に比べて50％（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30％）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	24,842	530

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	20,588	22,135	△ 1,546	－	1,546

（注）１．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

３．減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。なお、当事業年度においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落または、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落したもので、過去１か月間の時価の平均が取得原価に比べて50％（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30％）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	37,442	百万円
退職給付引当金	16,700	
減価償却	7,226	
有価証券償却	2,003	
その他	5,283	
繰延税金資産小計	68,655	
評価性引当額	△ 18,032	
繰延税金資産合計	50,623	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 13,029	
固定資産圧縮積立金	△ 528	
その他	△ 12	
繰延税金負債合計	△ 13,570	
繰延税金資産の純額	37,052	百万円

（平成23年３月31日現在）**連結貸借対照表**

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	443,607	預金	5,357,206
コールローン及び買入手形	992	譲渡性預金	276,190
買入金銭債権	19,981	コールマネー及び売渡手形	64,441
商品有価証券	23,906	債券貸借取引受入担保金	817
金銭の信託	45,431	借用金	104,630
有価証券	2,129,090	外国為替	56
貸出金	3,495,671	その他負債	35,895
外国為替	3,493	役員賞与引当金	12
リース債権及びリース投資資産	23,240	退職給付引当金	41,668
その他資産	31,697	役員退職慰労引当金	58
有形固定資産	37,199	睡眠預金払戻損失引当金	218
建物	11,591	偶発損失引当金	1,315
土地	21,423	災害損失引当金	848
リース資産	195	支払承諾	27,804
その他の有形固定資産	3,988	負債の部合計	5,911,163
無形固定資産	915	（純資産の部）	
ソフトウェア	529	資本金	24,658
その他の無形固定資産	386	資本剰余金	7,842
繰延税金資産	41,112	利益剰余金	249,128
支払承諾見返	27,804	自己株式	△ 4,131
貸倒引当金	△ 106,481	株主資本合計	277,498
		その他有価証券評価差額金	20,497
		繰延ヘッジ損益	△ 412
		その他の包括利益累計額合計	20,085
		新株予約権	251
		少数株主持分	8,663
		純資産の部合計	306,499
資産の部合計	6,217,663	負債及び純資産の部合計	6,217,663

（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**115,375**
資金運用収益	**79,818**	
貸出金利息	56,531	
有価証券利息配当金	23,024	
コールローン利息及び買入手形利息	76	
預け金利息	20	
その他の受入利息	165	
役務取引等収益	**16,109**	
その他業務収益	**16,377**	
その他経常収益	**3,069**	
経常費用		**97,218**
資金調達費用	**6,335**	
預金利息	4,737	
譲渡性預金利息	550	
コールマネー利息及び売渡手形利息	270	
債券貸借取引支払利息	23	
借用金利息	153	
その他の支払利息	599	
役務取引等費用	**5,257**	
その他業務費用	**13,127**	
営業経費	**61,594**	
その他経常費用	**10,903**	
貸倒引当金繰入額	8,613	
その他の経常費用	2,290	
経常利益		**18,156**
特別利益		**7,421**
固定資産処分益	49	
償却債権取立益	1	
厚生年金基金代行返上益	7,369	
その他の特別利益	0	
特別損失		**52,387**
固定資産処分損	85	
減損損失	1,044	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	570	
災害による損失	50,687	
税金等調整前当期純損失		**26,808**
法人税、住民税及び事業税	**9,459**	
法人税等調整額	**△ 5,877**	
法人税等合計		**3,582**
少数株主損益調整前当期純損失		**30,391**
少数株主利益		**66**
当期純損失		**30,458**

（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,658
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,658
資本剰余金	
前期末残高	7,843
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	7,842
利益剰余金	
前期末残高	282,241
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純損失	△ 30,458
当期変動額合計	△ 33,113
当期末残高	249,128
自己株式	
前期末残高	△ 2,106
当期変動額	
自己株式の取得	△ 2,034
自己株式の処分	9
当期変動額合計	△ 2,025
当期末残高	△ 4,131
株主資本合計	
前期末残高	312,637
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純損失	△ 30,458
自己株式の取得	△ 2,034
自己株式の処分	8
当期変動額合計	△ 35,138
当期末残高	277,498
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	35,485
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 14,988
当期変動額合計	△ 14,988
当期末残高	20,497

（単位：百万円）

科目	金額
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 557
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	145
当期変動額合計	145
当期末残高	△ 412
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	34,928
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 14,843
当期変動額合計	△ 14,843
当期末残高	20,085
新株予約権	
前期末残高	110
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	141
当期変動額合計	141
当期末残高	251
少数株主持分	
前期末残高	8,595
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68
当期変動額合計	68
当期末残高	8,663
純資産合計	
前期末残高	356,271
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,655
当期純損失	△ 30,458
自己株式の取得	△ 2,034
自己株式の処分	8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 14,633
当期変動額合計	△ 49,772
当期末残高	306,499

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結計算書類の作成方針

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　７社

連結される子会社名

七十七ビジネスサービス株式会社
七十七スタッフサービス株式会社
七十七事務代行株式会社

連結される子法人等名

七十七リース株式会社
七十七信用保証株式会社
七十七コンピューターサービス株式会社
株式会社七十七カード

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

⑶ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　７社

２．会計処理基準に関する事項

⑴ 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

⑵ 有価証券の評価基準及び評価方法

㈠ 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

㈡ 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記㈠のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

⑶ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。

⑷ 減価償却の方法

㈠ 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　５年～31年
そ の 他　　４年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

㈡　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

㈢　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑸　貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

（追加情報）

平成23年３月11日に発生した東日本大震災による被害を受けた地域のうち、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者（破綻懸念先以下を除く。以下「罹災地域の債務者」という。）に係る債権184,828百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金48,818百万円を計上しております。

⑹　役員賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

⑺　退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

（追加情報）

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は16,054百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-２項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は11,490百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

⑻　役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑼　睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

⑽　偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

⑾　災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積った額を計上しております。

⑿　外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

⒀　リース取引の処理方法

借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

⒁　重要なヘッジ会計の方法

㈠　金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

㈡　為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

⒂　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純損失は587百万円増加しております。なお、経常利益への影響は軽微であります。

表示方法の変更

（連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第５号平成23年３月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」を表示しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は5,979百万円、延滞債権額は80,593百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は979百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,081百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,634百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（追加情報）

「２．会計処理基準に関する事項⑸貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載のとおり、平成23年３月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権184,828百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記１．から４．に掲げる債権額が増加する可能性があります。

５．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,640百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	232,301 百万円
その他資産	141 百万円
リース投資資産	130 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	26,098 百万円
債券貸借取引受入担保金	817 百万円
借用金	93,590 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,371百万円を差し入れております。

なお、その他の資産のうち保証金は101百万円であります。

７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,555,018百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,528,268百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

８．有形固定資産の減価償却累計額　76,073 百万円

９．有形固定資産の圧縮記帳額　7,857 百万円

10. 借用金には、リース投資資産9,973百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金8,311百万円が含まれております。
11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,430百万円であります。
12. １株当たりの純資産額　793 円 64 銭
13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
なお、リースにより使用する固定資産に関する事項は次のとおりであります。

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額

取得価額相当額	有形固定資産	6,757 百万円
	無形固定資産	－ 百万円
	合計	6,757 百万円
減価償却累計額相当額	有形固定資産	5,544 百万円
	無形固定資産	－ 百万円
	合計	5,544 百万円
減損損失累計額相当額	有形固定資産	－ 百万円
	無形固定資産	－ 百万円
	合計	－ 百万円
年度末残高相当額	有形固定資産	1,213 百万円
	無形固定資産	－ 百万円
	合計	1,213 百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

	１年内	1,279 百万円
	１年超	40 百万円
	合計	1,319 百万円

・リース資産減損勘定年度末残高　－ 百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,409 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－ 百万円
減価償却費相当額	1,277 百万円
支払利息相当額	71 百万円
減損損失	－ 百万円

・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△ 93,983 百万円
年金資産（時価）	36,848
未積立退職給付債務	△ 57,134
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	15,466
未認識過去勤務債務	－
連結貸借対照表計上額の純額	△ 41,668
前払年金費用	－
退職給付引当金	△ 41,668

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、債権売却損942百万円を含んでおります。

2．「災害による損失」には、貸倒引当金繰入額48,847百万円及び固定資産関連損失1,023百万円（うち災害損失引当金繰入額848百万円、固定資産処分損170百万円）を含んでおります。

3．１株当たり当期純損失金額　　80 円 35 銭

4．当連結会計年度において、当行は、宮城県内の営業用店舗12か所及び遊休資産１か所並びに宮城県外の営業用店舗１か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ１つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,044百万円（土地766百万円、建物245百万円、その他の有形固定資産等32百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6％で割り引いて、それぞれ算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	―	―	383,278	
合　計	383,278	―	―	383,278	
自己株式					
普通株式	3,990	4,345	16	8,318	（注）
合　計	3,990	4,345	16	8,318	

（注）自己株式（普通株式）の増加は自己株式の取得及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					251	
合　計		―					251	

3．配当に関する事項

⑴ 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年６月29日定時株主総会	普通株式	1,327百万円	3.5円	平成22年３月31日	平成22年６月30日
平成22年11月12日取締役会	普通株式	1,327百万円	3.5円	平成22年９月30日	平成22年12月９日
合　計		2,655百万円			

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成23年６月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案予定であります。

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月29日定時株主総会	普通株式	937百万円	利益剰余金	2.5円	平成23年３月31日	平成23年６月30日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、銀行業務を中心に、リース業務のほか、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。これらの業務では、主として預金等による資金調達を行い、貸出金、有価証券等による資金運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産・負債の総合管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産は、主として国内の法人、地公体、個人のお客さまに対する貸出金や各種ローンであり、貸出先の契約不履行によって損失を被る信用リスクや金利の変動により損失を被る金利リスクに晒されております。

有価証券は、主として債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しているほか、お客さまへの販売に対応するため、一部の債券等については売買目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

金融負債は、主として法人、個人のお客さまからお預かりする流動性預金や定期性預金により構成されておりますが、当行の格付が低下するなど一定の環境の下で予期せぬ資金流出が発生し、必要な資金確保が困難になる資金繰りリスクに晒されております。

外貨建の資産・負債は、為替の変動により損失を被る為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、資産・負債の総合管理（ＡＬＭ）の一環として、貸出金や債券の金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引や債券先物取引等を、外貨建の資産・負債に係る為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引等を利用しており、このうち貸出金をヘッジ対象とする一部のヘッジ取引などにヘッジ会計を適用しております。

⑶ 金融商品に関わるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」及び信用リスク管理に係る各種規定等を定め、資産の健全性確保のための基本的なスタンス並びに、信用リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理の実施について明確化しているほか、信用リスクを客観的に把握し、信用リスク管理の高度化を図る観点から、信用供与先に対する「信用格付制度」を活用しております。

また、信用リスク管理に係る組織として、信用リスク管理部署および審査管理部署を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理部署であるリスク統轄部は、信用リスク量の計測や、与信ポートフォリオの分析を通じ、将来発生する可能性のある信用リスク量や大口与信先への与信集中の状況等を把握し、当行全

体の信用リスクについての評価、コントロールを行っております。

審査管理部署である審査部は、貸出金の運用において厳正な審査基準に基づく審査を行うほか、貸出債権の日常管理徹底のためのシステム開発や、事務手続の厳正化等を行っております。

② 市場リスクの管理

A．市場リスク管理体制

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」及び市場リスク管理に係る各種規定等を定め、適切な市場リスク管理の運営スタンス並びに、市場リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理に係る手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理に係る組織として、市場リスク管理部署（ミドル・オフィス）を設置するほか、市場取引における相互牽制を図るため、業務運営部署（フロント・オフィス）と事務管理部署（バック・オフィス）を分離し、さらに業務運営部署に市場リスク管理部署の所属員を駐在させ、市場リスク管理の実効性を確保しております。

市場リスク管理部署であるリスク統轄部は、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）法等により当行全体の市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や特性に応じて設定したポジション枠や損失限度等の遵守状況を定期的にモニタリングしております。

また、先行きの金利・相場・資金・景気動向を予測し、その変動に伴うリスクを回避するとともに、リスク管理と収益管理の一元化による適正な資産・負債の総合管理を踏まえ、経営の健全性確保と収益向上の両立をはかるため、機動的に運用戦略等を検討することを目的として、ＡＬＭ・収益管理委員会を設置しております。

B．市場リスクに係る定量的情報

当行は、「有価証券」、「円貨預貸金」、「円貨市場性資金」に関するＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間：政策投資株式125営業日、それ以外60営業日、信頼区間：99.0%、観測期間：250営業日）を採用しております。平成23年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で99,668百万円となっております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行は、「有価証券」において、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」及び流動性リスク管理に係る規定を定め、安定的な資金繰り運営のための基本的なスタンス並びに、流動性リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理の実施について明確化しているほか、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応を行えるよう体制を整備しております。

また、流動性リスク管理に係る組織として、当行全体の流動性リスクを管理するために流動性リスク管理部署を設置し、日々の資金繰り及び資金や証券に係る決済の管理を行うために資金繰り管理部署及び決済の管理部署を設置しております。

流動性リスク管理部署であるリスク統轄部は、流動性リスクの評価、モニタリングを行い、必要に応じてコントロールを行うなど、当行全体の流動性リスクを管理しております。

資金繰り管理部署及び決済の管理部署である市場国際部は、日次又は月次の資金繰り見通しを作成するとともに、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等により資金繰り管理を行っております。また、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況や他の金融機関等との間で行う決済の状況を把握することにより決済の管理を行っております。

④ 連結される子会社及び子法人等に係るリスク管理体制

連結される子会社及び子法人等については、当行に準じたリスク管理体制としております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。な

お、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金預け金	443,607	443,607	—
(2)　コールローン及び買入手形	992	992	—
(3)　有価証券	2,125,614	2,125,697	82
満期保有目的の債券	10,911	10,994	82
その他有価証券	2,114,703	2,114,703	—
(4)　貸出金	3,495,671		
貸倒引当金（※）	△　100,618		
	3,395,053	3,451,006	55,952
資産計	5,965,267	6,021,303	56,035
(1)　預金	5,357,206	5,364,225	7,018
(2)　譲渡性預金	276,190	276,190	0
(3)　コールマネー及び売渡手形	64,441	64,441	—
(4)　借用金	104,630	104,605	△　25
負債計	5,802,468	5,809,462	6,993

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)　コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)　有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー（クーポン、元本償還額、保証料）を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当連結会計年度末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は16,655百万円、その他有価証券評価差額金は9,893百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は6,762百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4)　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド（経費率を含む）を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、

約定期間が短期間（１年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

⑴　預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

⑵　譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

⑶　コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑷　借用金

短期借用金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。連結される子会社及び子法人等が他行から借り入れた長期借用金については、当行が当該連結される子会社及び子法人等へ付与した信用格付に応じた標準スプレッド（経費率を含む）を市場金利に加味した利率で、期間に基づく区分ごとに割り引いて時価を算定しております。それ以外の長期借用金については、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑶その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※１）（※２）	3,232
② 組合出資金（※３）	243
合　　計	3,475

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成23年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,511	5,575	64
	地方債	3,099	3,131	32
	小計	8,610	8,707	96
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	500	498	△　2
	地方債	1,799	1,788	△　11
	その他	187	187	―
	小計	2,487	2,473	△　14
合　計		11,098	11,181	82

3．その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	69,556	41,255	28,300
	債券	1,507,831	1,474,414	33,417
	国債	778,587	758,160	20,427
	地方債	103,893	102,231	1,661
	社債	625,350	614,022	11,328
	その他	74,988	73,441	1,547
	小計	1,652,376	1,589,112	63,264
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,187	25,892	△　4,705
	債券	225,705	227,563	△　1,858
	国債	86,269	86,775	△　506
	地方債	4,059	4,072	△　13
	社債	135,377	136,715	△　1,338
	その他	215,433	236,954	△ 21,520
	小計	462,326	490,410	△ 28,084
合　計		2,114,703	2,079,523	35,180

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,906	1,076	7
債券	121,460	905	23
国債	54,797	352	―
地方債	16,091	56	―
社債	50,571	496	23
その他	162	82	―
合　計	126,528	2,063	31

5．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は603百万円（うち、株式603百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落または、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落したもので、過去１か月間の時価の平均が取得原価に比べて50％（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30％）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	24,842	530

2．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	20,588	22,135	△ 1,546	―	1,546

（注）1．連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2．「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3．減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。なお、当連結会計年度においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50％以上下落または、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落したもので、過去１か月間の時価の平均が取得原価に比べて50％（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30％）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30％以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　　148 百万円

2．ストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式　281,800株	当行普通株式　357,500株
付与日	平成21年８月３日	平成22年８月２日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年８月４日～ 平成46年８月３日	平成22年８月３日～ 平成47年８月２日

（注）株式数に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利確定前		
期首数	281,800株	―
付与数	―	357,500株
権利失効数	―	―
権利確定数	13,200株	―
権利未確定残数	268,600株	357,500株
権利確定後		
期首数	―	―
権利確定数	13,200株	―
権利行使数	13,200株	―
権利不行使による失効数	―	―
権利未行使残数	―	―

② 単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	473円	―
付与日における公正な評価単価	523円	415円

4．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性（注1）	28.829%
予想残存期間（注2）	6年3ヵ月
予想配当（注3）	7円／株
無リスク利子率（注4）	0.484%

（注）1．予想残存期間6年3ヵ月に対応する期間（平成16年4月から平成22年8月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2．過去10年間に退任した役員の平均的な在任期間及び退任時年齢から、現在の在任役員の平均在任期間及び年齢を減じて算出された、それぞれの残存期間の平均値を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3．平成22年3月期の配当実績

4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

5．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月20日

株式会社七十七銀行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　　博　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　原　　透　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月20日

株式会社七十七銀行
取締役会御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　博雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙原　透　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年５月23日

株式会社 七十七銀行 監査役会

常勤監査役　北　浦　　聡　㊞

常勤監査役　早　坂　俊　典　㊞

社外監査役　杉　田　正　博　㊞

社外監査役　中　村　　健　㊞

社外監査役　千　葉　眞　弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の機動的かつ安定的な配当政策を実施するため、別途積立金の取崩しを行い、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

⑴　減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　32,800,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　32,800,000,000円

２．期末配当に関する事項

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としておりますが、当期につきましては、東日本大震災の影響による被災地域の信用リスクの高まりを踏まえ、多額の与信費用等の損失計上を余儀なくされましたこと等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら、以下のとおり、前期末に比し１株あたり１円の減配といたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は937,400,450円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株あたり６円となり、前期末に比し１株あたり１円の減配となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当行は、地域と共にある金融機関として、甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、国と連携してお取引先への十分な資金供給をはかることを目的として「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（平成16年法律第128号）に基づく国の資本参加の検討に着手しております。かかる国の資本参加を申請する場合に備えて、普通株式とは異なる種類の株式（Ａ種優先株式）の発行を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、Ａ種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

⑴　新たな株式の種類としてＡ種優先株式を追加するため、現行定款第６条にＡ種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加いたしたいと存じます。

⑵　変更案第２章の２において、Ａ種優先株式に関する規定を追加し、変更案第19条において種類株主総会に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更をいたしたいと存じます。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	**第２章　株　式**
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）
第６条　当銀行の発行可能株式総数は13億4,400万株とする。	第６条　当銀行の発行可能株式総数は13億4,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は13億4,400万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は13億4,400万株とする。
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条　当銀行の単元株式数は1,000株とする。	第８条　当銀行の全ての種類の単元株式数は、1,000株とする。
	第２章の２　優 先 株 式
	（Ａ種優先配当金）
（新　設）	第12条の２　当銀行は、第40条第１項に定め

現　行　定　款	変　更　案
	る剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし配当年率は８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して第12条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ２．ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ３．Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（Ａ種優先中間配当金） 第12条の３　当銀行は、第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。
（新　設）	（Ａ種優先株主に対する残余財産の分配） 第12条の４　当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を踏まえてＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。 ２．Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
（新　設）	（Ａ種優先株主の議決権） 第12条の５　Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされ

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	る時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。 （普通株式を対価とする取得請求権） 第12条の６　Ａ種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対して自己の有するＡ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行はＡ種優先株主がかかる取得の請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、第３項に定める財産を当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。 ２．取得請求期間は、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。 ３．当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株主が取得の請求をしたＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。 ４．取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価

現　行　定　款	変　更　案
	額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。
（新　設）	（金銭を対価とする取得条項） 第12条の７　当銀行は、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をＡ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 ２．当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額相当額を踏まえてＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。
（新　設）	（普通株式を対価とする取得条項） 第12条の８　当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないＡ種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ａ種優先株主に対し、その有するＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はＡ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。Ａ

現　行　定　款	変　更　案
	種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
（新　設）	（株式の分割または併合および株式無償割当て） 第12条の９　当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 ２．当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
	第３章　株 主 総 会
（新　設）	（種類株主総会） 第19条　第15条、第16条、第17条および第18条第１項の規定は種類株主総会にこれを準用する。 ２．第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ３．会社法第324条第２項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
第19条～第29条　（条文省略）	第20条～第30条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査役および監査役会**
第30条～第37条　（条文省略）	第31条～第38条　（現行どおり）
第６章　計　　算	**第６章　計　　算**
第38条～第41条　（条文省略）	第39条～第42条　（現行どおり）

第３号議案　取締役16名選任の件

取締役全員（16名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
1	かまた　ひろし 鎌田　宏 （昭和16年４月11日生）	昭和40年４月　当行入行 平成３年６月　当行経理部長 平成４年６月　当行企画部長 平成５年６月　当行取締役企画部長 平成７年６月　当行取締役本店営業部長 平成９年６月　当行常務取締役 平成13年６月　当行専務取締役 平成14年６月　当行代表取締役副頭取 平成17年６月　当行代表取締役頭取 平成22年６月　当行代表取締役会長 現在に至る （重要な兼職の状況） 仙台商工会議所会頭	142,645株
2	うじ　いえ　てる　ひこ 氏家照彦 （昭和21年８月29日生）	昭和44年４月　日本興業銀行入行 平成４年８月　同行関連事業部参事役 平成５年６月　当行取締役営業開発部長 平成７年６月　当行取締役営業推進部長 平成９年６月　当行取締役本店営業部長 平成10年６月　当行常務取締役本店営業部長 平成11年６月　当行常務取締役調査部長 平成12年３月　当行常務取締役 平成14年６月　当行専務取締役 平成17年６月　当行代表取締役副頭取 平成22年６月　当行代表取締役頭取 現在に至る	431,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
3	永山勝教（ながやまよしあき） （昭和22年５月15日生）	昭和46年４月　当行入行 平成５年６月　当行ニューヨーク支店長 平成７年６月　当行国際部長 平成９年６月　当行取締役営業推進部長 平成11年６月　当行取締役東京支店長 平成13年４月　当行取締役総合企画部長 平成15年６月　当行常務取締役 平成15年11月　当行常務取締役国際部長 平成16年６月　当行常務取締役 平成18年６月　当行専務取締役 平成20年６月　当行代表取締役専務 平成22年６月　当行代表取締役副頭取 現在に至る	30,500株
4	長尾公嗣（ながおきみつぐ） （昭和25年８月23日生）	昭和49年４月　当行入行 平成８年９月　当行東卸町支店長 平成11年６月　当行一番町支店長 平成13年４月　当行人事部長 平成16年６月　当行取締役卸町支店長 平成17年６月　当行取締役本店営業部長 平成18年６月　当行常務取締役 平成22年６月　当行専務取締役 現在に至る	27,000株
5	山田正行（やまだまさゆき） （昭和26年８月17日生）	昭和49年４月　当行入行 平成５年３月　当行七ヶ浜支店長 平成６年９月　当行秘書室長 平成10年３月　当行県庁支店長 平成12年３月　当行営業渉外部長 平成14年３月　当行営業統轄部長 平成16年６月　当行取締役東京支店長 平成18年６月　当行常務取締役 現在に至る	47,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
6	神部光崇（かんべみつたか） （昭和27年10月23日生）	昭和50年４月　当行入行 平成11年９月　当行新伝馬町支店長 平成13年６月　当行市場営業部長 平成16年６月　当行取締役資金証券部長 平成18年６月　当行取締役東京支店長 平成20年６月　当行常務取締役 現在に至る	27,000株
7	藤代哲也（ふじしろてつや） （昭和28年３月１日生）	昭和51年４月　当行入行 平成９年３月　当行南町通支店長 平成10年３月　当行東京事務所長 平成12年６月　当行白石支店長 平成14年６月　当行調査部長 平成16年３月　当行名掛丁支店長 平成17年６月　当行取締役営業統轄部長 平成20年６月　当行取締役東京支店長 平成21年６月　当行常務取締役 現在に至る	17,600株
8	鈴木勇（すずきいさむ） （昭和28年11月10日生）	昭和52年４月　当行入行 平成12年９月　当行増田支店長 平成14年３月　当行法人営業部長 平成16年６月　当行人事部長 平成18年６月　当行取締役本店営業部長 平成20年６月　当行取締役営業統轄部長 平成22年６月　当行常務取締役 現在に至る	17,000株
9	長谷昌武（はせまさたけ） （昭和30年12月26日生）	昭和53年４月　当行入行 平成11年６月　当行八木山支店長 平成13年６月　当行佐沼支店長 平成15年９月　当行事務管理部長 平成18年６月　当行取締役事務管理部長 平成20年６月　当行取締役卸町支店長 平成22年６月　当行取締役本店営業部長 現在に至る	13,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
10	田村秀春（たむらひではる） （昭和30年４月13日生）	昭和54年４月　当行入行 平成14年９月　当行二日町支店長 平成16年６月　当行市場国際部長 平成17年６月　当行総合企画部長 平成20年６月　当行取締役本店営業部長 平成22年６月　当行取締役営業統轄部長 現在に至る	9,000株
11	石崎敏夫（いしざきとしお） （昭和31年10月26日生）	昭和54年４月　当行入行 平成10年６月　当行扇町支店長 平成12年３月　当行融資部個人融資課長 平成14年３月　当行個人営業部個人融資課長 平成14年６月　当行仙台市役所支店長 平成17年６月　当行市場国際部長 平成20年６月　当行取締役資金証券部長 平成22年６月　当行取締役古川支店長 現在に至る	13,200株
12	丹野雅也（たんのまさなり） （昭和30年２月11日生）	昭和53年４月　当行入行 平成12年３月　当行扇町支店長 平成13年６月　当行郡山支店長 平成15年６月　当行日本橋支店長 平成17年６月　当行審査部長 平成20年６月　当行取締役石巻支店長 現在に至る	30,100株
13	五十嵐信（いがらしまこと） （昭和32年３月18日生）	昭和55年４月　当行入行 平成12年９月　当行小名浜支店長 平成14年６月　当行芭蕉の辻支店長 平成16年６月　当行白石支店長 平成17年６月　当行総務部長 平成18年６月　当行人事部長 平成21年６月　当行取締役東京支店長 現在に至る	7,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
14	小林英文（こばやしひでふみ） （昭和32年９月22日生）	昭和56年４月　当行入行 平成12年３月　当行泉中央支店長 平成14年３月　当行個人営業部個人営業課長 平成16年６月　当行東京事務所長 平成18年６月　当行資金証券部長 平成20年６月　当行総合企画部長 平成22年６月　当行取締役総合企画部長 現在に至る	10,000株
15	高橋猛（たかはしたけし） （昭和32年10月17日生）	昭和56年４月　当行入行 平成14年３月　当行湊支店長 平成16年３月　当行大阪支店長 平成18年６月　当行塩釜支店長 平成20年６月　当行審査部長 現在に至る	0株
16	津田政克（つだまさかつ） （昭和31年７月３日生）	昭和56年４月　当行入行 平成15年３月　当行涌谷支店長 平成17年３月　当行名古屋支店長 平成19年６月　当行名掛丁支店長 平成21年６月　当行人事部長 現在に至る	2,000株

注．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役のうち杉田正博、中村健の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
1	杉田正博（すぎた まさひろ） （昭和19年10月20日生）	昭和42年４月　日本銀行入行 平成８年５月　同行国際局長 平成10年６月　日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年９月　日本銀行監事 平成15年12月　万有製薬株式会社（現ＭＳＤ株式会社）常勤監査役 平成18年６月　株式会社堀場製作所取締役 現在に至る 平成19年６月　当行監査役 現在に至る 平成21年10月　万有製薬株式会社（現ＭＳＤ株式会社）監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） ＭＳＤ株式会社監査役	1,000株
2	中村健（なかむら けん） （昭和23年１月７日生）	昭和49年４月　弁護士登録（仙台弁護士会） 昭和52年９月　中村法律事務所開設 現在に至る 平成８年６月　株式会社高速監査役 現在に至る 平成16年11月　株式会社北洲監査役 現在に至る 平成19年６月　当行監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士	1,000株

注１．両候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

注２．杉田正博氏、中村健氏は、社外監査役候補者であります。なお、当行は、杉田正博氏、中村健氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

注３．杉田正博氏は、主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有し、中村健氏は、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外監査役に適任であり、当行の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

なお、杉田正博氏、中村健氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

〔インターネットによる議決権行使について〕

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成23年６月28日（火曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

7．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

⑴　パソコンを利用する場合

①　インターネットにアクセスできること

②　インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer ver.6.0以上を使用できること

③　ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

④　議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe Reader ver.6.0以上を使用できること

※Microsoft およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における登録商標または商標です。

⑵　携帯電話を利用する場合

①　「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること

②　暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※「ｉモード」は株式会社ＮＴＴドコモの登録商標です。

※「EZweb」はＫＤＤＩ株式会社の登録商標です。

※「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部　ＩＴ総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】　0120-707-743
受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内略図

会　場　仙台市青葉区中央三丁目３番20号
七十七銀行本店４階会議室
電　話（022）267－1111（代表）

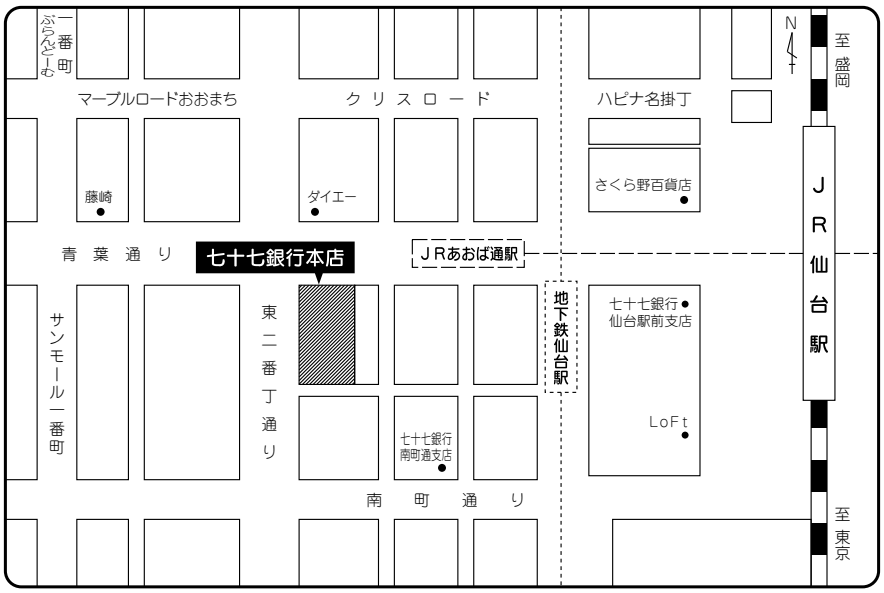

○最寄りの駅　Ｊ　　Ｒ　　線　仙台駅から徒歩　約10分
ＪＲ仙石線　あおば通駅から徒歩　約５分
仙台市営地下鉄　仙台駅から徒歩　約７分